

社会福祉法人 北須磨保育センター  
ショートステイ友が丘YUA I 運営規程

(規程の目的)

第1条 社会福祉法人 北須磨保育センターが設置運営するショートステイ友が丘YUA I（以下 ショートステイという）が行う短期入所生活介護サービスの提供にあたって適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め利用者に適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 この規程は高齢者が要介護状態等になった場合において利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるため、高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 職員は利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び訓練を行う。  
2 事業実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。  
1 名 称 ショートステイ友が丘YUA I  
2 所在地 神戸市須磨区友が丘 3 丁目 126 番地  
3 利用定員 16名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所には次の職員を置く。  
1 管理者 1名  
業務の実施状況を常に把握し統括する。  
2 生活相談員 2名（専従 1名、兼務 1名）  
施設利用の調整を行う。また在宅で生活できるよう各種相談に応じ、他の機関との連絡調整を行う。  
利用者からの苦情処理に当たる。  
3 介護職員 12名（嘱託及びパートを含む）  
利用者の日常生活の支援、及び援助に従事する。  
4 看護職員（機能訓練指導員兼務） 5名（特養とショートステイ）  
利用者の健康管理及び日常生活動作訓練の指導に当たる。又、かかりつけ医、嘱託医及び協力病院との連携を密にし、緊急時の対応等に遺憾のないよう努める。

#### (利用料等)

- 第6条 サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める額とする。(別紙参照)
- 2 介護保険給付対象外のサービスの費用を、利用者から受けるものとする。(別紙参照)
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合にはその家族に対して事前に文章で説明した上で支払いについて同意を受けるものとする。

#### (事業の実施地域)

- 第7条 事業の実施地域は下記の通りとする。
- 神戸市内全域
- 2 前項にかかわらず事業の実施に伴う送迎の地域は下記の通りとする。  
須磨区 垂水区 長田区 西区
  - 3 送迎地域以外の利用者で送迎を受ける場合の料金は下記の通りとする。  
片道 5 km ~ 10 km 1,000円  
片道 11 km 以上 5 km 増す毎に 400 円増  
タクシー利用の場合は実費負担

#### (実施上の留意事項)

- 第8条 利用者の日常生活の状況、心身の状況等の把握に努め施設での生活に円滑に移行出来るよう努めるものとする。
- 2 かかりつけ医の受診の状況や常時服用する薬等の状況を把握するため受け入れ時に看護職員が立ち会うものとする。
  - 3 利用を開始する時及び退去する時は職員立ち会いの上所持品等間違いないよう努めるものとする。
  - 4 利用者がサービスの提供を受ける場合、適宜容赦は利用者側が留意すべき事項等を「重要事項説明書」により説明し同意を得るものとする。

#### (緊急時等における対応)

- 第9条 心身の状況等について特変があった場合はすみやかに利用者の家庭や身元引受人に連絡し指示を受けるものとする。
- 2 指示が受けられない時はかかりつけ医、又は施設の嘱託医と連絡を取り対処するものとする。

#### (非常災害対策)

- 第10条 非常災害対策は介護老人福祉施設友が丘YUAⅠの対策を準用する。
- 2 利用時に避難の経路の説明を行うものとする。又避難訓練等が実施される場合は協力するものとする。

#### (苦情処理)

- 第11条 提供したサービスにかかる利用者からの苦情には迅速かつ適切に必要な対応をするものとする。

(虐待防止・身体拘束の禁止の為の措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止する為の次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止・身体拘束の禁止の為の指針の整備

(その他重要事項)

第13条 事業者は職員の資質の向上を図るため研修の機会を積極的に計画し参加させるものとする。

- 2 職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、職を辞した後もその秘密を漏らしてはならない事を雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他運営に関する事項は、法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 本事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(以下、ハラスメント等)により相談支援等の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。また、本事業所関係者以外のサービス利用者等からのハラスメント等に関しても、職場におけるハラスメント等の防止の為の雇用管理上の措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修、並びに感染症の予防及び蔓延の防止の為の訓練の定期的な実施。

(附則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成13年1月20日改訂。

この規程は平成17年10月1日改訂。

この規程は平成18年4月1日改訂。

この規程は平成24年4月1日改訂。

この規程は平成29年10月1日改訂。

この規程は令和5年1月1日改訂。

この規程は令和6年4月1日改訂。